

久喜市教育委員会令和7年5月定例会

開催月日 令和7年5月21日（水曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時23分

久喜市教育委員会令和7年5月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 久喜市教育委員会教育長職務代理者の指名について

イ 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取について

ウ 久喜市議会令和7年5月招集会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

オ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

第 4 議事

議案第26号 久喜市任期付市費負担教職員の任用について

議案第27号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

議案第28号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

議案第29号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿沼光夫
委員 山中 大吾
委員 渋谷 克美

教育長職務代理者 諸橋 美津子
委員 小野田 真弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野川 和男
教育部副部長 木村 明信
参事兼学校施設課長 甲田 栄二
参事兼指導課長 飯野 純子
参事兼生涯学習課長 山田 知加子
参事兼文化振興課長 齋藤 英行
教育総務課長 白石 雄一
公民館事業推進室長 富澤 均仁
学校給食課主幹 佐藤 純子

教育総務課

課長補佐兼係長 相園 浩一
主任 宮道 未央

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。新緑の美しい季節となりましたが、一方で、この時期、近年は熱中症対策が求められる時期でもあります。そのような中、今、春の運動会が開催されています。子どもたちが元気に走る姿、晴れやかに演技する姿を多くの保護者、地域の皆様に参観をしていただいております。

また、この時期は、生涯学習団体等、あるいは教育、青少年健全育成に係る多くの団体が本年度の方向を決定する総会を行っております。関係団体の皆さんとしっかり連携し、久喜市の教育を前進させたいと考えております。

本日、諸橋美津子様が教育委員に再任をされております。引き続き、諸橋様には久喜市の教育行政発展のためにご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年5月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告エ及びオ並びに議案第26号から議案第28号につきましては、人事案件でありますことから会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告エ及びオ並びに議案第26号から議案第28号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和7年4月22日に開催いたしました令和7年4月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからオの5件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市教育委員会教育長職務代理者の指名についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、教育長報告ア、久喜市教育委員会教育長職務代理者の指名について、ご報告いたします。

教育長報告資料の1ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、諸橋美津子委員を教育長職務代理者に指名していたところですが、令和7年5月21日付で諸橋委員が再任されましたことから、同日付けで諸橋委員が引き続き、教育長より教育長職務代理者に指名されましたので、ご報告するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告イ、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

この度の補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和7年5月招集会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして4月23日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

なお、補正予算（案）の内容につきまして、担当課長からご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課主幹。

○学校給食課主幹（佐藤純子） 続きまして、学校給食課所管分についてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。8ページ、9ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、3目雑入、4節雑入、20細節保健体育費雑入、補正額440万9,000円の増額でございます。こちらは、学校給食の食材料費が依然として高騰しており、令和7年4月から主食である米飯価格が約18%上昇したほか、牛乳やその他の食材が上昇したことから、その価格改定に対し、おいしい栄養バランスの取れた安全安心な学校給食を提供するため、児童生徒分は公費負担を増額し、保護者負担の軽減を図りますが、教職員等については、学校給食教職員等食材料費として、1食当たり小学校で21円、中学校で28円を負担していただくものでございます。

次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお開きください。10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、事業番号4、学校給食運営事業、10節需用費、賄材料費補正額4,356万8,000円の増額でございます。内容につきましては、先ほど歳入で説明いたしました米飯価格等の上昇分等に伴ううち、食材料費を増額したものでございます。

学校給食課からの説明は、以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 予算書11ページの学校給食費のうちの10節の需用費、賄材料費についてです。今回の補正により、従来の市費負担に加えて、小学校では74円、中学校では95円をそれぞれ公費負担していると市のホームページにもありますが、これは保護者への周知はどのようにされているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課主幹。

○学校給食課主幹（佐藤純子） 保護者には新しく導入したテトルというシステムを使いまして、市から直接メールで配信できるものがありますので、そちらで全て周知をしました。同時に学校にも学校長宛てに、こういった通知を保護者に出しますということでお知らせをしたものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。それと、今回いろいろ物価高騰の影響で摂取基準を満

たすための献立の作成ですとか、賄い材料調達等いろいろ苦慮されているのではないかと思います。その辺で工夫されている点がありましたら教えていただきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課主幹。

○学校給食課主幹（佐藤純子） 様々なものが値上がりしておりますので苦慮しているところではございますが、例えば豚肉は、もも肉を使いたいところを、肩肉を使うですとか、肩肉もちょっと高いかなと思えばひき肉に替えたりですとか、栄養素が変わらないように、食材の部位を変えて対応しております。また、乾物は、家庭ではなかなか食べないひじきや煮干し等を使いますが、割と高いため、そういったものの種類を少し抑えるなど、工夫しながら何とかやりくりをしているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。いろいろ大変かと思えますけれども、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、久喜市議会令和7年5月招集会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野川和男） それでは、教育長報告ウ、久喜市議会令和7年5月招集会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料の2ページをお開きください。5月招集会議へ上程された議案のうち教育委員会に關係する議案につきましては、久喜市議会の議案番号第1号の1件でございます。この議案1件につきましては、令和7年5月9日の招集会議において、原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告エ及びオ並びに議案第26号から議案第28号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 1 分 休 憩

午後 1 時 4 1 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第 4、議事に入ります。

初めに、議案第 26 号につきましては、教職員人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 0 分 休 憩

午後 1 時 5 1 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 26 号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 26 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。議案第 26 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 4 分 休 憩

午後 1時54分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第27号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第27号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。議案第27号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第28号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第28号を上程し、これを議題といたします。

議案書の5ページを御覧ください。議案第28号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

これを持ちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休 憩

午後 2時07分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第29号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第29号を上程し、これを議題といたします。

議案書の11ページを御覧ください。議案第29号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第29号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制について、別紙のとおり、久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第29号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についてご説明申し上げます。

議案書の10ページを御覧ください。久喜市立砂原小学校は児童数が増加傾向となっておりますが、教室数の増が難しい状況となっております。一方で、令和8年4月1日に開校予定の鷺宮西小中学校の教室数には余裕があり、一定程度の児童の受入れが可能となっ

ております。また、砂原小学校と鷺宮西小中学校が隣接しており、鷺宮西小中学校に通学する場合でも、安全に通学することが可能と考えられます。こうした状況を踏まえて、砂原小学校の通学区域に在住する児童につきまして、希望する場合は鷺宮西小中学校に就学を認める、久喜市立砂原小学校から鷺宮西小中学校への学校選択制につきまして諮問をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 29 号について質疑をお受けいたします。

山中委員。

○委員（山中大吾） お疲れさまです。質問させていただきます。一定数という形で希望者を募るという形ですが、事前アンケートを行っているのかどうかお聞かせ願えればと思います。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 事前アンケートは行っておりません。該当する保護者に対しましては 7 月下旬頃に個別に制度を周知したいと思っております。こちらの制度につきましては、希望者のみが鷺宮西小中学校へ通学するというものですので、希望されない場合は従来どおり、砂原小学校への通学ということで、決してデメリットになることはないと思いますので、事前のアンケートは取っていないところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） ありがとうございます。一定数というところですけども、希望者が大体どれくらいいて、受入れがどれくらい可能なのか、もし希望数が上回ってしまった場合には、どのような対応をするのかお教え願いたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 令和 8 年 4 月 1 日の新 1 年生の鷺宮西小中学校の現在の見込みの入学児童数は 48 名です。鷺宮西小中学校の校舎につきましては、1 学年 2 クラスまでということなので、上限が 70 名ということになります。しかしながら、70 名上限として受け入れてしまいますと、その後、転入ですとか指定校外などで定員をオーバーしてしまうことから、これよりも若干余裕をみて、上限が 60 人ですとか、その辺りを想定しているところです。60 引く 48 で 12 名が受け入れられる上限、ここは実際に予定といえますか、今後の推移など、そういうのを全て見て、毎年その都度決めていきたいと思いますが、現状ですと 10 名ちょっと、それぐらいが想定される上限と考えています。

どの程度希望者がいるかにつきましては、初めてなので分からないのですが、実際は上限まではないかなという予想をしておるところです。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 超えた場合はどうでしょうか。

○教育総務課長（白石雄一） 超えた場合は抽選をさせていただきます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

- 委員（山中大吾） 今の答弁ですと、新１年生のみ対象で、中途は駄目だという考えでよろしいでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 新１年生のみを考えています。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） ありがとうございます。これは、中学１年生の場合、新中学１年生はどうですか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） これにつきましても、新１年生のみですので、一般的に言う中学１年生の場合についても考えていないところです。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 中学生は対象外ということですね。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） はい、そのとおりです。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） はい、分かりました。いろいろと課題がありそうだなと、今の答弁を聞いていて感じるところがあります。逆に、砂原小学校に行きたいという子が出てきた場合にはどうするのですか。片方だけしか受け入れないのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 今回のこの学校選択制の一番の目的は、砂原小学校の教室不足に対応するものです。そのため、砂原小学校に行きたいということにつきましては、例えば現状でも指定校外就学とか、家庭の事情によって別の学校を認めるという制度がございますけれども、理由を問わず砂原小学校に行くということは、この制度にはございません。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。
ほかにございますか。
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 上限を超えた場合は抽選にするという話でしたが、今回のこの諮問は、中学校の選択制についてのみの諮問なのですか。定員を超えた場合、抽選にするのか、あるいは選考にするのかという検討の余地はなく、もう抽選という形で決まっているのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 抽選にするかどうかにつきましては、この諮問の対象とは考えていないところでございます。詳細につきましては、教育委員会と担当する学校とで協議しながら詰めていこうと思っているのですが、抽選の時期ですとか、申込みの時期ですとか、細かい点については諮問というよりも、事務レベルで決めさせていただきたいと思

っているところです。現状で想定しているところだと、他団体も抽選というところが一般的であり、指定校外と違いまして、理由を問うものではなく、特段選考する余地もございませんので、抽選を考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 先ほどの説明で、学校長がその該当する児童に個別に相談というようなお話だったと思うのですが、基準といいますか、学校長がどのように判断するのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 申し訳ございません。私の説明がうまくいかなかった点がございました。該当する翌年度に入学する児童、また、その保護者につきましては、教育委員から住民基本台帳を基にご案内をさせていただくということでございます。学校長につきましては、細かい部分について教育委員会と相談する部分がございます。各該当児童への説明につきましては、教育委員会が行います。

○教育長（柿沼光夫） 来年度の砂原小学校入学予定者の保護者に対して、この案内を差し上げます。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 事務局からですか。

○教育長（柿沼光夫） 事務局からです。必要があれば、説明会を開くことも必要かなと思います。

どうぞ、諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） もう一点お聞きします。文面に、安全に通学することは可能と考えられるとあるのですが、もし、鷺宮西小中学校に行きたいという児童がいた場合、通学方法というのはどのようになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 安全にと申し上げましたけれども、砂原小学校の通学区域につきましても、鷺宮西小中学校の遠いところから近いところまでございます。通学の仕方につきましては、現在の指定校外と同じようなイメージでおりまして、保護者が責任を持って通学させるということを予定しており、特に入学当時は小さいお子さんが多いので、原則として送り迎えを想定しております。中学生になれば自転車で自分で通学できると思いますので、多少の距離でも責任を持って通学していただきたいということを想定しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 今の話ですと、1年生は毎回保護者が送り迎えをするということですか。

- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 保護者が責任を持ってという表現になりますので、必ずしも毎回送り迎えを考えているわけではございませんけれども、一般的に考えると、特に1年目は、近隣にこの学校選択制を利用されている児童が多くいらっしゃると思いますので、現実的には多くの児童は送り迎えということになると思います。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 関連してなのですが、鷺宮西小中学校では通学班というのは存在しないということですか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） もともと鷺宮小学校について、通学班は存在するのですが、砂原小学校のエリアから鷺宮西小中学校に通学する場合につきましては、多くの場合ですと、距離が離れますので、そこの中に入るのが実際難しいと思います。砂原小学校の学区内にお住まいの方については、現状だと難しいかなということで、今説明させていただいたところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 先ほど、多くなったときには抽選という話がありましたが、誰もいなかった場合はどうなるのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） この制度につきましては、希望があった保護者、児童についてのみですので、何人か希望していただくと砂原小学校の教室不足の対応には助かる場所なのですが、誰もいなかった場合はそのままということになります。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 強制ではないというか、必ずしも何人か取らなければいけないということではないということですね。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） はい、そのとおりでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） 以前に、鷺宮小学校が今通学班を廃止しているといいますが、通学班がないと聞いたことがあるのですが、砂原小学校では通学班というのが存在していますので、もし該当者がいた場合は、あまり差がないような状態で取り組んでいただきたいと思います。
- 教育長（柿沼光夫） 鷺宮小学校はあるのでしょうか、今。
指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 地域でつくっている通学班はあります。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） 砂原小学校は、まだ通学班がありますので、その格差

がないようにしていただきたいなというのがあります。保護者が混乱するというか、不安に感じるのかなとも思います。

○教育長（柿沼光夫） P T Aが通学班をつくるということが通例になっていますが、必ずしもP T Aがつくらなければならないという決まりはないです。もし必要があれば、別の形で通学班をつくることも可能かなと思います。その辺も整理して、検討していただくことは必要かなと思います。

○教育総務課長（白石雄一） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 7 年 6 月 24 日火曜日、午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 6 月 24 日火曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2 時 2 3 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 7 年 5 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年6月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋谷 克 美